選択と集中による国際競

早期の実現を目指すもの (平成23年度概算要求を含む)

2~3年後の実現を目指すもの

将来的な方向性を示すもの

国際(平

国際コンテナ戦略港湾の選定(平成22年6月頃)

2015年までに国内ハブ港湾の完成 日本発着貨物の東アジア主要港での トランシップ率を半減

- ・「民」の視点による港湾経営
- ・内航等フィーダー網の強化による貨物集約
- ・コンテナ船大型化への対応

2020年までに東アジアにおける 主要港として選択される港湾を 目指す

国際バルク戦略港湾の選定(平成22年末頃)

国際バルク戦略港湾を核とした主要国際バルク貨物の安定的輸送

- ・「民」の視点による港湾経営 ・超大型輸送船の大型化への対応
- ・国際バルク貨物の大量一括調達のための企業連携の促進等

戦略港湾を核として、国内産業の国際競争力維持、国民生活への安価かつ安定的な物資輸送を実現する

旅客船等の安全かつ安定的な入港を実現しつつ、観光振興策に対応し、

観光関係事業者と連携した旅客利便の増進を図る

日本の外航海運関係税制の戦略的見直し

- ・トン数標準税制を諸外国並みに拡充
- ・船主に対する船舶の特別償却制度、買換特例制度の維持・拡大
- ・船舶に係る登録免許税、固定資産税の徹底的軽減

国際的な動向を踏まえ対応

日本籍船に係る設備・船員の資格に関する手続きの見直し

優秀な船員(海技者)の確保・育成のための基盤整備

国際的な動向を踏まえ対応

日本商船隊を支える内航海運の競争力を強化するため、低炭素化、大型化、グループ化に向けた税制の見直し

への展開 及び海洋分野 野

革新的な船舶の省エネ技術の開発・普及

我が国の主導の下で国際海運からの温暖化防止対策等の国際規則を策定

EEZの管理・開発利用に貢献できる 造船技術の一層の高度化、海洋産業 の育成に向けた官民連携の強化 ラムの展開 00万人プログ 30円外国人30

新しいメディー

アを活用し

た海外プロ

ICTを活用し

た国内にお

ける観光の

高度化

モーション

早期の実現を目指すもの(平成23年度概算要求を含む)

- 海外プロモーションの中核となる日本政府観光局(JNTO)の体制の強化を図 るとともに、対象市場ごとに訪日旅行者数の数値目標を立て、成果主義を徹
- 中国人訪日観光査証について、観光立国推進本部において関係省庁間で 調整を行いながら、取扱公館の拡大、査証発給条件の見直し等を実施 訪日外国人旅行者の受入体制の整備を推進
- 施策の実施・検証のための「インバウンド観光推進検討委員会」を設置
- ・より広範な日本のメディア露出を推進し、それにより「日本に来たい」と思わせ る広報戦略を構築
- ・新しいキャッチフレーズの開発・普及、これと連動した新たな広報活動を展開 ・ブログ、ツイッター等を活用した情報発信手法を海外プロモーションに活用で きるかを調査・検証し、費用対効果の高い新しい広報戦略を構築
- ・海外メディア戦略専門のワーキングチームを組織し、統合的に戦略作成
- ・文化施設等の多言語化の具体策について、観光立国推進本部における検討 結果を踏まえながら、関係省庁と連携して検討を推進
- 京都や沖縄などにおいて、区域を指定した上で、域内における観光情報提供 の本格的な全面ICT化を試行し、その効果を検証
- ・高齢者や障碍者のための情報提供、移動支援を行える環境の整備を促進
- ・訪日外国人旅行者のための情報提供、海外プロモーションの実施体制につい て、既存の枠組にとらわれないワンストップサービスのモデル事業をいくつか の都市で試行

2~3年後の実現を目指すもの

- ・宿泊施設における外国語接遇の向上のための外国人研修員・留学生 の活用の拡大について検討
- ・外国人人材を活用するための奨学金制度の創設やインターンシップ 制度の普及促進について検討
- 海外と日本の観光関連大学との交流の促進を図る
- 海外現地エージェントの積極利用を図る
- ・メディア戦略に関し、外部専門家等との連携・役割分担を踏まえつつ、広 報体制の強化を図る
- ・日本の文化、習慣、歴史等についての解説や訪日外国人対応ノウハウ を集積した情報バンクをインターネット中に開設する方策を検討
- ・多言語表示が可能な携帯端末の活用により、空港、美術館、劇場等の 施設内や屋外の観光地等における情報提供を普及・展開
- ・モデル事業の効果検証を踏まえながら、観光・文化政策の連携を中心 に、海外出先機関の窓口業務の一本化、片方の事務所しかない場合 の新規駐在員の派遣・拡充などによるワンストップサービスの提供を主 要国に展開

将来的な方向性を示すもの

国際旅行市場の動向を踏まえ、徹底したP DCAサイクルにより、3.000万人プログラム を推進

- ・入国から帰国までの訪日外国人へのサイ バーメディア面での便宜供与について、一 元化されたサービスを実現
- 日本を総合的に売り込む「セールスプロモー ション専任領事」を主要国の在外公館に配置 するなど、発電所、鉄道などのセールスをす る場合も含め、国を挙げて観光・文化政策を 活用した広報活動の強化

の観新 創光し 造アい

- ・関係省庁の連携等を通じ、文化、芸術、スポーツなどをきっかけとした新たな 訪日需要の開拓
- ·MICEの積極的な誘致・開催の推進、国立京都国際会館の機能強化について検討
- ・アジアの需要増を取り込むクルーズ振興策を調査し、具体化を検討
- ・カジノを含めた総合リゾート開発(IR:Integrated Resort)の日本における ポテンシャルについて検討
- ・ウィンターリゾート、医療観光等地域の特性に応じた観光拠点としての 魅力の発掘
- 観光拠点としての魅力を向上できるポテンシャルのある地域を選定し、 省庁横断的に集中して支援を行うプロジェクトの実施を検討
- ・クルーズ振興を図るため、必要な規制緩和等を推進

・地域の特性に応じた様々な観光拠点の整備 を実現

- ・魅力ある観光地づくりのための環境整備に向けた規制緩和等を検討
- ・観光産業にとどまらず地域の幅広い関係者が参加する「観光地域づくりプラッ トフォーム」を設け、地域の創意工夫を活かした観光地づくりを促すとともに、 観光に携わる幅広い分野の人材を育成
- ・引き続き、魅力ある観光地づくりのための環境整備に向けた規制緩和 等を検討
- ・観光地域づくりに関する各省所管の施策について、政府全体の取組み と歩調を合わせ、一括交付金化等を検討
- ・創意工夫を活かした観光地づくり、人材の育 成を推進

のの休 促分暇 進散取 化得

മ

- ・内需拡大による地域経済の活性化や雇用の拡大を図るため、春や秋の大 型連休の地域別設定など休暇取得の分散化に向けた取組みを検討・実施
- ・春の大型連休の地域別分散の定着による需要の平準化・埋蔵需要 の顕在化、秋の大型連休による新規需要の創造を図る
- ・休暇改革による休暇に対する国民意識の変 革を図る

- ド観国 の音の記している。 成づな
- ・年次有給休暇の連続取得促進等について、他府省と連携しつつ検討を推進 ・観光統計の整備を促進
- 有給休暇の取得促進を図るための多少の強制力を持った施策を検討 ・学校教育と連携した「旅をする心」「地域を愛する心」の育成
- ・年次有給休暇の完全取得を目指す(「仕事と 生活の調和推進のための行動指針」より)

航空分野 成長戦略の工程表(最速想定案)

スカイの推進)(徹底的なオープン(徹底的なオープンでが入りです。

羽田・成田強化 競争力アップにつながる 【戦略2】首都圏の都市間

効率化 ・空港経営の抜本的 ・空港経営の抜本的

積極的強化 ト改善による関空の 【戦略4】バランスシー

クの維持 空ネットワー に必要な航 【戦略5]真

ト拡大 用者はよりット拡大 上CC参入による入促 早期の実現を目指すもの(平成23年度概算要求を含む)

徹底的なオープンスカイの推進

- ・成田増枠に係る地元合意が得られ次第、首都圏空港を含むオープンスカイ 国際航空物流の活性化に向けた戦略的オープンスカイについて主要国 との間で協議を開始
- ・関空、中部等の我が国拠点空港の貨物ハブ化を後押しする観点から、 フォワーダー・チャーター、第三国の航空会社によるチャーターの解禁を推進

国際航空事業規制についての総合的な自由化

・新規参入促進の環境整備、運賃規制、チャーター・ルール等の緩和を推進

羽田の24時間国際拠点空港化

- ・昼間33.1万回+深夜早朝4.0万回(うち国際線は昼間3万回
- +深夜早朝3万回)の実現
- ・D滑走路を含めた新しい運用方式の開始
- ・最低乗り継ぎ所要時間(MCT)の短縮を実施

羽田の新国際線旅客ターミナルの拡充

*新国際線旅客ターミナルの拡充に着手

成田のアジア有数のハブ空港としての地位確立

- ・30万回に向けた地元調整
- ・駐機場等の増設準備

空港経営の効率化のためのガバナンス構築

- ・非航空系収入の実質的な取り入れを図るための地代の適正化 (現行の地代算定方式を見直す)
- ・空港運営のあり方(空港関連企業と空港との経営一体化、民間への経営委託ないし民営化等)に関する有識者検討会の立ち上げ

空港整備勘定の各歳入・歳出のあり方の見直し

- ・第三者機関により整備の必要性を計画段階で精査する仕組みを構築
- ・着陸料体系の再構築を検討

関空のバランスシート改善

- ・関空・伊丹の持株会社方式による経営統合に係る地元等関係者調整、 関連予算要求、法案準備
- ・コンセッション契約についての検討

関空の国際拠点空港としての再生

・国際競争力強化策(LCC誘致、貨物ハブ強化策等)の検討・準備

伊丹の一層の活用

・関空の補完的空港としての伊丹の活用策のあり方の検討

地域と航空会社とのパートナーシップによる航空輸送サービスの確保

・地域の取り組みに関するベストプラクティスの作成

羽田空港の発着枠の新たな配分方法

市場メカニズムも活用した新たなスロット配分制度設計調査

技術規制の緩和

- ・乗員資格等の相互承認に係る米国等との協議の推進
- ・外国籍運航乗務員活用や機材高稼働化に資する規制の緩和

2~3年後の実現を目指すもの

将来的な方向性を示すもの

(D滑走路を含めた新しい運用方式の慣熟が前提条件、うち国

・その後、需要動向を踏まえつつ、容量拡大方策につき幅広く検

際線は9万回(昼間6万回+深夜早朝3万回))の実現

討を行い、その結果を踏まえ、更なる増枠に取り組む

・昼間6万回レベルに対応したターミナルの拡充の実現

討を行い、その結果を踏まえ、更なる増枠に取り組む

間への経営委託ないし民営化事例の実現

増設により30万回の実現

更なる見直しを実施

応えた着陸料体系を構築

・平成26年度中に旅客ターミナルの拡充、駐機場等の更なる

・その後、需要動向を踏まえつつ、容量拡大方策につき幅広く検

できる限り早期に空港関連企業と空港との経営一体化、民

・上記に併せ、関係法令の整備等、空港整備勘定においても

・小型機の着陸料を可能な限り軽減するなど、時代の要請に

・平成25年度中に昼間40.7万回+深夜早朝4.0万回

- ・主要国との間で、早ければ平成24年度中にも実現が見込まれる、成田の27万回化までを目処に新たな枠組みについて合意
- ・成田の増枠等を見極めつつ、首都圏空港においても、まず「第3・第4の自由」(二地点間輸送の自由)、その後「第5の自由」(以遠輸送の自由)と段階的に自由化を推進
- ・関空、中部等の我が国拠点空港の貨物ハブ化に不可欠となる、従来の「第5の自由」の枠組みを超える抜本的自由化を推進
- ・オープンスカイの進捗に合わせて、更なる緩和を推進
- ・平成23年度中に昼間35.0万回+深夜早朝4.0万回 (昼間1.9万回の増枠はすべて国内線)の実現
- •D滑走路を含めた新しい運用方式の慣熟
- ・引き続き拡充に向けた取り組みを実施
- ・地元合意、駐機場等の増設を前提とし、平成24年度中に発着枠を27万回まで増枠
- ・同時平行離着陸方式の実現等による空港処理能力の拡大
- ・LCC・ビジネスジェットの受入れ体制の整備
- 国内フィーダー路線の拡充
- ・平成23年度中に経営実態の明確になっていない空港関連 企業の経営状況に対する監視の強化・経営状況の透明化 (経営効率性の横比較を含む)
- ・平成23年度中に空港運営のあり方に関する有識者検討会に おける結論
- ・着陸料体系の再構築の取組み
- ・関空・伊丹の持株会社方式による経営統合の実現 ・コンセッション契約の具体的なあり方の検討



・関空・伊丹の価値を最大化する民間の経営提案を募集・選択

- ・関空の国際競争力強化策を引き続き推進
- ・関空の補完的空港としての伊丹の活用策の準備・推進
- ・離島航空路線に係る国の支援制度の活用等
- ・航空輸送サービスの確保に向け積極的に取り組む地域に対して インセンティブを与える仕組みの導入
- 平成23年度中に新たなスロット配分制度に基づく配分手法を確立し、平成24年度中に配分を実施

- ・関空の健全なバランスシートの構築を実現することにより、積極 的な空港戦略の実行を可能とし、アジアにおける貨物ハブやイ ンバウンド受け入れ拠点としての地位を確立
- ·関空の補完的空港として活用しつつ、将来的なリニア等の周辺状況の変化等を見通し、廃港・関空への一元化を検討する等、民間の経営判断により、 具体的な活用方策を決定
- ・地域の主体的な取り組みによる航空輸送サービスの確保
- ・発着枠配分方法の適切性について検証・見直し
- ・安全性が確保されることを前提とした、航空会社のコスト削減に資する規制の緩和 (乗員資格等の相互承認に係る米国等との協議の推進・締結等)

LCC専用ターミナルの整備、着陸料体系の再構築等については、戦略1~5と関連して対応

国際展開・官民連携分野 成長戦略の工程表

早期の実現を目指すもの(平成23年度概算要求を含む) 2~3年後の実現を目指すもの 将来的な方向性を示すもの 政治のリーダーシップによる官民一体となったトップセールスの展開(相手国政府・国際機関等のキーマンへの働きかけ、親書の活用等) 国土交通省内の体制強化 ・民間企業との連携の下、個別プロジェクト案件毎の戦略 ・民間企業とのネットワーク強化、情報の一元管理等による 本格的国際展開の実現(政策目標の達成) 的な国際展開を各分野で実現 国際展開の体制強化 組織・体制のインション、 省庁横断的な国際展開支援組織の創成等 ・相手国との通商関係の更なる強化 ・様々なリソースをパッケージ化して売り込む事業主体や、 ・他省庁との連携体制の充実・強化等 ・日本と補完的役割分担が可能な国との戦略的提携関係 企業横断的な日本チーム・コンソーシアム等の創設・育成等 ・省庁横断的な国際展開支援組織の創成に向けた検討 の構築等 大使館・JETRO等の支援機能強化 強 ・相手国政府との間の太いパイプの構築 ・相手国政府との緊密な関係の維持・強化 技術者・専門家の派遣 ・プロジェクトへの早期参画による日本の優位性発揮 世界各国の動向を踏まえた人的資源の再配置等 ・個別プロジェクト案件情報の発掘・企業への提供 企業の組織・人材のグローバル化に対する支援(海外事業のノウハウを有する国内外の企業との人材交流、人材情報のデータベース作成・ネットワーク化等) 国内スタンダードのグローバルスタンダードへの適合 •グローバルスタンダードの国内への適用拡大 ・各分野におけるグローバルスタンダードの国内普及の 崩 ・グローバルスタンダードへの円滑な対応を図るための ・国際的な発注、契約方式(PPP等)などのグローバル タ 促進等 日本企業への支援等 スタンダードの積極的な国内への活用等 日本規格の国際規格化、相手国のスタンダード獲得 国際規格の策定機関における議論の主導 新たな技術開発と国際規格化をパッケージで推進する 整備 ・日本の規格の国際規格化の実現 ・国際機関への日本規格の積極的な提案 ことによる日本技術の国際的な競争力の確立等 ・投資対象国への働きかけによる日本規格採用 ・投資対象国の実情に即した規格の開発 技術協力支援(政策のノウハウの提供、人材育成支援等) 政府による金融支援機能の設定 金 ・日本企業の国際展開を踏まえた更なる金融支援機能の 政府によるインフラ開発や関連のM&Aへのリスクマネー 融 ·JBICの先進国向け投資金融制度の適用拡大 強化の検討等 供給等 JICAによる投融資の再開 のセ 官民連携のインフラファンドの検討 インフラファンドを組成し、インフラ投資への支援等を実施 ファンドによるインフラ投資への支援・信用補完を推進 整ポスム ODA予算(円借款・無償資金供与)の活用や貿易保険の拡大等による支援強化 共通的制度の課題について引き続き検討 共通的制度 : 22年度より、制度改正の検討・実施 共通的制度の課題について引き続き検討 度改正 個別プロジェクトの案件形成を踏まえた制度改正 23年度実施可能な事項について制度改正を 新たな個別プロジェクトを踏まえ、制度改正を検討 の検討・準備、制度改正の実施 検討·実施 個別プロジェクトについて案件形成・実施 23年度の案件形成に向け、 ・個別プロジェクトについて引き続き提案募集 (官民のリスク分担、資金調達スキーム構築等) 新制度を前提とした自治体・企業からの提案募集(22年度) •案件形成等を実施、制度改正へ反映 官 港湾経営の民営化:23年通常国会における法改正を含め検討。23年度より順次外貿埠頭公社を株式会社化する 老朽化したインフラへの対応等(道路空間のオープン化):22年度より、民間からの提案の募集、対象地区・箇所の選定 民 (維持修繕の効率化) :22年度より、試行内容の検討、自治体との意見交換 先端的民間技術の活用(水ビジネス):22年度より、下水道事業での民間の先端的な膜処理技術活用、包括的民間委託制度の活用等を促進 行政財産の 河川空間のオープン化 :23年度より、占用主体・占用施設を拡大。社会実験としての区域指定を行わずに全国で実施が可能 **地下街の整備**の促進 : 22年度より、地下街の地下通路等が補助対象であることを周知し、23年度より「官民連携地下街方式」の活用を促進 交通結節点の整備の促進 :22年度より、駅前広場の上空利用のガイドライン作成。また、鉄道等の上空利用の促進に必要な制度を検討 PPP(官民連携)による)商業利 行政財産の商業利用等の更なる促進を実現 都市公園における民間事業者の活用 :22年度より、民間事業者の活用に係る先進的な取組を支援 直轄駐車場における民間事業者の活用:23年3月頃に、民間事業者による駐車場運営を開始 小水力発電の普及の促進 :22~23年度、水利使用の許可に必要な技術マニュアルを作成 クリーンエネルギー発電の導入推進 :22年度より、実施可能な区域の調査等、事業化を推進し、23年度より事業に着手

光ファイバーネットワークの整備・管理:22年度より、民間事業者等からのヒアリング等、事業化を推進。23年度より事業スキームを検討

電線共同溝・道路管理ケーブルの管理・整備:22年度より、PFI事業としての候補箇所選定・手続き開始。23年度よりパイロット事業として導入

住宅・都市分野 成長戦略の工程表

創出 計 計 市 大都市の 国際競争 力強 Ξ

> 域・まちづくり促進自発的・戦略的な地新たな担い手による クトシテン

活住・

算ジパ

建築投資活性 住宅・建築物のもりでは、
一年のは、
一年のは、
一年のは、
日本のは、
日本のは、

早期の実現を目指すもの(平成23年度概算要求を含む)

2~3年後の実現を目指すもの

将来的な方向性を示すもの

都市の国際競争力の強化

- ・都市再生特別措置法の前倒し延長・拡充等
- ・官民協議会による事業実施、運営体制の構築等
- ・各種規制緩和を行う特区の設定
- ・都市開発のコーディネート等の支援
- 税制支援、民間資金の導入促進措置
- 大街区化や容積率の緩和に係るガイドラインの作成
- ・シティセールスの展開
- ・戦略プロジェクトに係る調整と着手
- ・安定的な金利で長期に資金調達ができる方策の検討 等

- 制度改正を踏まえた施策の推進
- ・戦略プロジェクトの本格的実施及びシティセールスへの活用

・更なる都市の国際競争力の強化方策の検討

大都市圏戦略の策定・推進

- 大都市圏戦略基本法(仮称)の制定(現行の首都圏整備法等を抜本 的に改正し、国家戦略的視点を重視)
- ・国による国家戦略としての大都市圏戦略の策定

官民連携主体による戦略実現プランの提案・実施

・大都市圏の状況や施策の実施状況のフォローアップ 大都市圏政策の更なる見直しの検討

多様な官民連携主体による自発的・戦略的地域づくりの促進

- ・官民連携による広域的な戦略的地域づくりを促す仕組みの構築(法制化) 国が認定した官民連携主体への準行政的権限の付与等
- コミュニティレベルでも実施する仕組みの構築
- 「新しい公共」の担い手に一定の権限を付与し、支援する仕組みを創設
- 官民連携主体による地域戦略の提案・実施(広域)
- ・「新しい公共」の担い手による地域づくり(コミュニティ)
- ・全国各地での自発的な地域戦略の提案・実施の促進
- 官民連携主体や「新しい公共」の担い手の活動環境整備

官民連携による地区レベルでのまちのリニューアルの推進

- 官民連携組織に対する人材育成・資金・活動支援制度の構築
- ・民間の参画を促すインセンティブ付与(規制緩和等)
- 官民協働による歴史的街並みの保存・活用の仕組みの整備
- ・計画段階から民の参画を誘発する仕組み、手続きの整備
- ・官民連携の新たな開発整備手法を検討(TIF手法等)
- 各地区の取組を踏まえ、引き続き制度のあり方を検討

都市機能・サービスの集約化によるまちなか居住の推進

- 医療・福祉施設のまちなかへの誘導方策、住替えの取組を支援
- ・公有資産の有効活用方策の普及

- まちなか居住の推進、コンパクトシティの構築に向けて、 引き続き都市計画制度のあり方を検討
- 制度改正を踏まえた施策の推進
- 低炭素ガイドラインなどを活用した低炭素まちづくりの推進 ・下水熱資源有効利用ガイドライン等に基づく全国的展開
- ・電気自動車、電気バス等の充電施設の普及措置 等

- ・まちなか居住の推進、コンパクトシティの構築
- 先進的な取組の全国的な普及促進

コンパクトシティ化と併せたエネルギーの面的有効利用

- ・CO2削減に資する低炭素都市づくりガイドラインの策定
- ・未利用エネルギー等の利用を実現する規制緩和、支援、実証実験
- ・電気自動車を活用したまちづくりに関する社会実験 等

質の高い新築住宅の供給促進

- ・省エネ、耐震、バリアフリー性等に優れた住宅購入への支援・拡充
- ・長期優良住宅の共同住宅に係る基準の見直し

中古住宅・リフォーム市場等の整備

- ・瑕疵保険付きのリフォームや中古住宅購入への支援・拡充
- ・中小工務店のリフォーム技術力向上のための支援

- 制度改正を踏まえた施策の推進
- ・リフォーム工事に係る迅速で簡素な紛争処理体制の整備
- ・住宅の評価に応じた不動産価格査定の仕組みの整備

住宅市場の活性化・住宅投資の拡大

老朽マンションの改修・建替えの促進

管理の適正化等によるマンションストックの再生

標準管理規約等のマンション管理ルールの見直し ・改修、建替え等の促進策の検討及び実施(法務省と連携)

建築確認審査の迅速化等の視点から建築基準法の見直しの検討)

民間事業者等によるサービス付き高齢者賃貸住宅の制度化・供給支援

UR団地等への医療・福祉施設等導入PPPプロジェクト

住宅・建築物の省エネ化に向けた工程表の作成

住宅・建築物の「まるごとエコ化」

- ・エコ住宅・エコビル普及促進のための支援
- ・「見える化」の取組 ・大規模建築物に係る省エネ基準の強化 等
- 木造住宅・建築物の供給促進
- 市街地環境改善に資する建替え促進のための運用改善

建築確認手続き等の改善及びその着実な運用

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる住まいを確保

公共賃貸住宅団地を地域の福祉拠点として再整備

住宅・建築物の新築・改修に対する支援及び規制の強化

環境に優しい住宅・建築ストックの大幅増

・新築の住宅・建築物の100%省エネ化の実現